

介護支援専門員の登録又は介護支援専門員証の交付等について

平成18年度介護保険制度の一部改正により、介護支援専門員の登録制度が変更になりました。介護支援専門員証の交付・登録事項（氏名・住所等）の変更等の手続きは下記のとおりです。

1. 介護支援専門員の登録又は介護支援専門員証の交付を受けるとき（新規交付）
2. 氏名又は住所を変更したとき（書換え交付）
3. 介護支援専門員証を汚損又は破損、紛失したとき（再交付）
4. 介護支援専門員証の有効期間を更新するとき（更新交付）
5. 死亡、欠格事項該当時の申請
6. 消除申請
7. 大分県から他の都道府県に登録移転をするとき（他都道府県への登録移転交付）
8. 他の都道府県から大分県へ登録移転するとき（大分県への登録移転交付）

各申請（届出）書に必要な事項を記入・押印の上、必要な書類を添付し、下記住所あてに申請（届出）してください。

<提出先>

- ◆上記1～7の申請（届出）※新規交付、書換え交付、再交付、更新交付など

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
高齢者福祉課 介護支援専門員証担当者あて

- ◆上記8の申請（届出）※他都道府県から大分県への登録移転申請
現在登録している都道府県へ申請（届出）してください。



大分県高齢者福祉課HP

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/senmonin-kouhu4.html>

①引っ越しで住所が変わった

⇒登録事項の変更届（介護保険法第69条の4）

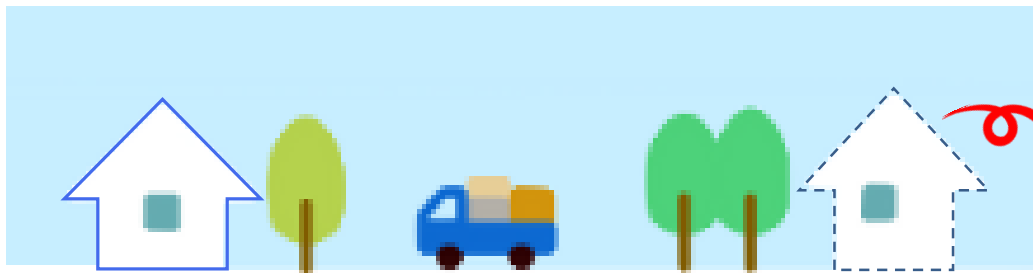
②氏名が変わった

⇒登録事項の変更届（同上）

大分県への届出をしないと、
資格更新に必要な
郵便物が届きません！

（登録事項の変更の届出）

第六十九条の四 第六十九条の二第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。



あて所に尋ね
あたりません
RETURN UNKNOWN

大分
局



③ 県外へ引っ越した

⇒ 登録の移転申請（介護保険法第69条の3）

※ 大分県の登録でも問題ありません。

（登録の移転）

第六十九条の三 前条第一項の登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する指定居宅介護支援事業者その他厚生労働省令で定める事業者若しくは施設の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該事業者の事業所又は当該施設の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができる。ただし、その者が第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない。

④その他

⇒死亡した（介護保険法第69条の5）

⇒登録できない状態になった（同上）

（死亡等の届出）

第六十九条の五 第六十九条の二第一項の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 第六十九条の二第一項第一号に該当するに至った場合 その後見人又は保佐人
- 三 第六十九条の二第一項第二号又は第三号に該当するに至った場合 本人